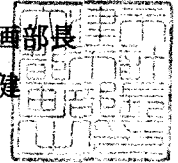


日吉台学区自治連合会  
会長 丸山 郁夫 様

大津市都市計画部長  
遠 藤 健



大津市立地適正化計画（案）に関する公開質問状について（回答）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市都市計画行政に格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年1月19日付けでご質問いただきました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

質問1 日吉台を居住誘導区域に編入出来ないのは何故か、または居住誘導区域とするためには何をすればよいのか。

回答1 日吉台については、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定による地すべり防止区域に指定されており、この地すべり防止区域については、都市計画運用指針において、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきであるとされていることに加え、都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第30条第2号（令和2年10月23日一部改正公布）において、居住誘導区域を定めない区域とされたことから、居住誘導区域を設定することはできません。また、地すべり防止区域の廃止の告示があった場合、本市の居住誘導区域の設定方針に照らして改めて判断することとなります。

質問2 居住誘導区域から外れた場合、学校や市民センターなどが統廃合の対象になったり、或いは改築の優先順位が下がるといった、公共施設への投資面での不利やサービス水準の低下などが将来にわたって起こらないか。また、公共交通の維持に対する行政の取り組みは、居住誘導区域と全く同等に行われると考えてよいのか。

回答2 居住誘導区域の設定の有無に関わらず、学校における子どもたちのより良い教育環境の確保や、地域コミュニティの活性化や災害に強いまちづくりを進めるうえで重要な施設である市民センターの維持は必要であると考えます。加えて、本市のどこにお住まいであろうと、市民がその生活を維持できるよう、行政サービスを提供してまいります。また、公共交通に関する取組については、現在策定中の大津市地域公共交通計画において、地域公共交通課題地域を設定し、そうした地域を中心に、今後、地域公共交通を維持・確保していく方針ですが、これについても居住誘導区域の設定の有無は全く関係がありません。

質問3 人口減少局面で居住誘導区域の人口密度を維持しようとすると、当然居住誘導区域外の人口密度は加速度的に下がり、空き家の増加が懸念される。また、人口構成の偏りが大きい日吉台では転入の減少によりコミュニティの維持も困難になる可能性が高い。この中でどのようにマスタープランに掲げられた「良好な住環境の維持・拡充」を実現しようとしているのか。

回答3 人口減少局面において、拠点等の人口密度を維持することができなければ、大津市全体の都市機能が低下し、その機能（医療、福祉、商業等）を市外に依存しなければならなくなるなど、市民の生活利便性を守ることが困難となり、大津のまちを持続することができなくなります。拠点の都市機能を守り、公共交通などのネットワークを強化することにより、人口が減少しても、市内のどこにお住まいであっても安全、安心、快適に生活できるまちづくりを実現しようとするものです。空家の増加やコミュニティの維持といった課題については、人口減少に伴い、都心部・郊外部を問わず、全国的に大きくなっていくと思われませんが、大津市都市計画マスタープランの「まちづくりの目標」に掲げておられますとおり、地域主体の自助・共助のまちづくりの促進と支援を行い、地域住民に参画いただく協働のまちづくりにより解決を図ってまいります。このことにより、同マスタープランの地域別構想（中北部地域）における地域づくりの方針に掲げる「良好な住環境の維持・充実と活性化」を推進します。

質問4 地すべり防止区域であるため日吉台全域が居住誘導区域外となっているが、令和2年11月の滋賀県告示によると、地滑りによる土砂災害警戒区域に含まれるのは7区域、住居区画で140程度と全体の一割程度である。何故日吉台全域を居住誘導区域外としているのか。

回答4 ご指摘の令和2年11月6日滋賀県告示第438号については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の第104次指定であり、地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域の指定に関するものではありません。日吉台56.42haが含まれる地すべり防止区域「雄琴地区」については、昭和35年9月13日告示において指定されており、日吉台にも設置されております。地すべり等防止法第8条の規定による地すべり防止区域を表示する標識においても、その区域が示されており、本市が公表しております学区単位の防災カルテにおいても「日吉台学区の最大の特徴は、学区面積の全域が地すべり防止区域に指定されていること」と、その防災上の特性について記載しています。居住誘導区域を設定しない理由については、質問1に対する回答のとおりです。

質問5 全域をハザード地区であるため居住誘導区域外とするのであれば、現住民は日吉台に住み続けていて危険ではないのか。もし住み続けていても危険でないとすれば、逆に何故居住誘導区域外となっているのか。

回答5 地すべり防止区域は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため、地すべりを防止し、もって国土の保全と民生の安定に資する目的を達成するため必要があると認めるとき、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを指定することができるものです。日吉台は地すべり防止区域に指定されていることから、滋賀県農村振興課では、把握している地すべりが発生する可能性がある「地すべりブロック」を中心に、様々な調査観測を実施しているほか、地すべり対策協議会などで地域とともにパトロールなどの日常管理を行っており、緊急度の高い箇所から防止工事を行っています。居住誘導区域を設定しない理由については、質問1に対する回答のとおりです。